

12月は 福岡県悪質商法 撲滅月間です



あなたの身近に こんなトラブル、ありませんか

「スキマ時間に稼げる」とうたう 副業トラブルに注意!

【アドバイス】

- ◆「簡単な作業で稼げる」という副業に応募したところ、高額報酬を得るにはまず振り込みをするように指示され、その後もさまざまな理由で振り込みをさせられたが、高額報酬は得られなかった」などの相談が増加しています。「簡単に稼げる」「借金してもすぐに返せる」といった話をうのみにしないようにしましょう。
- ◆どのような作業を行うのか、利益が出る仕組みとはどのようなものかなどを自分で調べて、よく分からなければ契約しないようにしましょう。
- ◆借金してまで契約するべきか慎重に検討してください。

SNS広告による 定期購入トラブルに注意!

【アドバイス】

- ◆SNSで「低価格であることを強調する広告を見て、1回だけ、お試しのつもりで商品を注文したら、実は定期購入で、2回目以降は高価格になる定期購入だった」などの相談が依然として数多く寄せられています。
- ◆商品を注文する前に、「最終確認画面」で定期購入が条件になっていないか、支払総額がいくらになるのか、解約の際の連絡手段、返品特約や解約条件など、細部までよく確認することが重要です。
- ◆最終確認画面は、スクリーンショットで保存しておきましょう。

市消費生活センターの相談件数
(令和6年度)

年代別	相談件数	前年度比
20歳未満	4	±0
20代	59	-14
30代	68	-2
40代	99	-31
50代	184	+13
60代	164	+36
70歳以上	324	+37
その他・不明	39	-3
合計	941	+36

悪質商法の被害に遭わないために

安い・無料・絶対もうかるなどの甘い言葉に惑わされず、それが本当に必要なものか、適正な価格なのかを考えたり調べたりしましょう。

巧妙に作られた偽メールやサイトは真偽の見極めが非常に困難です。少しでも不審に思ったり、判断がつかなくなったりする場合は、一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

●消費生活相談 (予約不要)

◇市消費生活センター (市役所新館4階)

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半 ☎(580)1968

◇消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 ☎188 (局番なし)

●問い合わせ先

生活安全課生活安全担当 ☎(580)1897